

研究者の人材活用等に関する方針

平成27年4月1日
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効果的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）第24条第1項に基づき、研究開発等の推進のための人材活用等に関する方針を定める。

1. 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項

- (1) 若年研究者の育成と自立を促進させるための取組み
 - ① 新規採用者研修の受講及び外部専門家によるセミナーや定例研究発表会等へ参加し、基本的知識の習得及び資質や能力の向上を図る。
 - ② 他機関主催のシンポジウム等へ参加し異分野の研究者との交流を促進し、研究成果の発表や研究機会の拡大を図る。
 - ③ 国内外の学会での研究発表及び研究所内外での共同研究に参加し、知識と経験を深め、自立を促進する。
- (2) 女性研究者の能力の活用のための取組み
育児休業、育児部分休業等の各種制度を活用し、育児と研究の両立を図るための環境整備を図る。
- (3) 外国人研究者の能力の活用のための取組み
外国人研究者に対する外国語に堪能な研究者をサポーターに選任し、一般生活面を含めた助言等を行う。

2. 卓越した研究者等の確保に関する事項

- (1) 人事評価制度による個人業績評価の結果を給与等の処遇に適切に反映する。
- (2) 研究業績に係る外部評価等を踏まえ、優秀な研究部門への研究費の追加配分等を適正に実施する。
- (3) 研究機器の調達等、必要な実験設備等の整備に努め、研究環境の充実を図る。

3. 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項

- (1) 国内外の大学や研究機関、企業などの共同研究や受託研究を積極的に実施する。
- (2) 連携大学院制度等の活用により、研究者を積極的に大学等教育機関へ派遣し、教育を通じた交流を深める。
- (3) 客員研究員等、若年層を中心に他機関の研究者を受け入れ、人材の育成及び他機関との交流に努める。

4. 研究者等の採用に関する事項

- (1) 研究者の流動的かつ活性化された研究環境を実現するため、新たに採用する常勤職員は、若年研究者を中心に公募により採用し、原則として5年以内の任期を付して雇用する。
- (2) 優秀な人材を確保するため、任期付研究者について、テニユア・トラック制を導入する。
- (3) 優秀な研究者に対する再雇用等を促進する。

5. その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち、人材の活用等に係るものに関する重要事項

研究者の心身の健康保持・推進のため、産業医による定期的な健康相談や職場内ハラスメントに関する相談体制等を整備する。